

## 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準に関する規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 89 条、同第 105 条及び第 196 条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号、定款第 12 条及び第 26 条の規定に基づき、公益財団法人熊本 Y M C A の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事及び監事とは、定款第 20 条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 9 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 この法人の理事、監事及び評議員は無報酬とする。

### (公 表)

第 4 条 この法人は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補 則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人熊本 Y M C A の設立の登記の日（2012 年 4 月 1 日）から施行する。